

徳島県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の休止について、次のとおり届出があつた。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

尾崎 忠寿	施術者の氏名	オザキ整骨院	施術所の名称	一 小松島市中田町字狭間七丁	施術所の所在地	令和五年四月三十日	休止年月日
----------	--------	--------	--------	-------------------	---------	-----------	-------